応用姜術に関する裁判例

	応用共栖に関する裁判例								
番号	裁判所知財高裁	判決年月日 平成25年12月17日	事件名		被控訴人が、ワイナリーの広告看板用に制作さ れたワイングラスと文字からなる図柄(本件図	到断所組み、得作物性の更計 の用無特に電神的を認めるためには、客観的外形的 に観察して見る者の審美的要素に働き掛ける創作性が あり、純粋美術と同様し得る程度のものでなければな らないと解するのが相当である。	具体的判断 ・ 体性関係には多差異の点や文字のアーチ状の配置など控訴人なりの感性に基づく一定の工典が電配されるとはいえ、見る者にとっては置低広島の領域を超えるしてはない。 見る者にとっては宣伝店の領域を超えるのではなく、 場外条鎖と同様できることは国際である。 旋訴人が書待物性の機能して強調するは、宣伝店の効果を向上させるための工夫とも共通するものであって、必ずしも影問性を高めるものではない。したがって、本件図柄には著作物性は認められない。	傷物 「ワイナリーの広告としてワイ ングラス自体が用いられること 自体は珍ししものではない上 に、関防が電板の大部分を占め でいる点も、ワイナリーの広告 としてありる小大表現にすぎな い。」との利示もなされてい る。	
2	知財高裁	平成26年8月28日	ファッションショー事件	否定	像の提供を受け、上記映像の一部である映像 (本件映像)をそのテレビ番組で放送したこと		無用する衣服等の選択及が租屋のコーディネートは、 本件映象部分の名場面におけるモデルの双限等はシ ティやリゾートのバーティ等の場面において実用され ることを想定するものであり、それ全体が美妙態賞を 目的全するものではなく、また、裏用目的なため側 環と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性を 備えた部分を把握できるものでもない。したがって、 毎用する衣服等の選択及が租屋のコーディネートにつ いて著作物性は認められない。	本件ファッションショーが撮影された物に固定されれば、当該映像は映画の存物として保護されると判示(付置)した。	
3	知財高裁	平成27年4月14日	TRIPP TRAPP事件	肯定	被控訴人が製造、販売する幼児用椅子(被控訴人 人製品)が、控訴人らの製造等に係る幼児用椅子 (性訴人製品)の形態的特徴に類似してお 別、被控訴人とよる被控訴人製品の製造等に よって、控訴人の社の有する控訴人製品の著作 権等が侵害されたかどうかが争われた。	①ある表現物が「創作的に表現したもの」といえるためには、目談表現が、作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない。②応用実術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の背面の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成もの個性が発展されているも否かを検討すべきである。 ③率件権機業が認められるためには、応用美術のうち侵害として主張する部分が著作物性を観えていることを要する。②応用集積は、その実用目的父は定定上の利用目的にいなう一定の機能を発揮し何と表現でなければ、のよいという制的が理されることから、著作物性が認められる余地が、応用美術以外の表現物に比して狭く、また、著作物性が認められても、その著作権機関の範囲は、比較的狭いものにとどまるのが通常である。	提訴人製品の影響的特徴は、①「左右一列の部材A」 の2本部であり、かつ、「部材Aの内側」に形成され た「沸に沿って部材G (金面) 及び部材 F (総置き も)」の両方を「はめ込んで確定」している点、② (総) 点において、作成者である控訴人の社代表者の個 性が発酵されており、「創作的」な概象というやきで ある。したがって、控訴人製品は、前記の点において 著作物性が振められ、「美術の著作物」に設当する。	被控訴人製品は、いずれも4本 脚であり、脚部の本数に関する 相違は、椅子の基本構造に関わ る大きな指遣であることから、 接接訴人製品は、整訴人製品の 著作物性が製品の 類になるとはいえないと判示 した(侵害否認)。	
4	大阪地裁	平成27年9月24日	ビクトグラム事件	肯定		的に制作され、実際にも相当数の観光案内図等に記載 されて実用に供されているものであるから、いわゆる	□ピクトグラムというものが、指し示す対象の形状を使用して、その概念を電解させる配号(サインシンボル)である以上への概念を電解させる配号(サインシンボル)である以上への実施を関われる。実施性に有する対象施験の外観へ依拠した関係したることは必然であり、その課金が、創作性の機能数を拾い上げどこを指摘するのか、そのためにもどの角度からみた施設を指している。とかし、それぞれの施設の特徴を拾い上げどこ様くのか、どこにどのような色を配するのかの美の大田は、との程度、どのよりに関係したい、場合の表別となるのである。このような医師をしての実的表現において、実用的機能を組入する場合には、その著件物性を信託し得るのといる。「の父巫斌は小角皮は、とり場合を受してものといえる。「の父巫斌は小角皮は、日屋部分の分数やその形態が全、異なるところ。三つの屋根部分が見入る内皮の大田なると、異なるところ。三つの屋根部分が見入る内皮の大田なると、異なりで、三の屋根部分が見入る内皮の大田なると、異なり下の三の形状の姿形のかった表現し、石田部分については、現在の石田の高さよりも大きく構成して強調してスケール感を出しつの、格子状の様が、生物がよりないました。本件を見からないました。本件を見かるといるといるとは、一見して表現される。本件をのその表の表現が監察となり、実用的機能を開れても、それ自体が実的鑑賞の対象となる実的特性を備えているといえる。		
Ę	東京地裁	平成28年4月27日	エジソンのお箸事件 (一番)	否定	品名の幼児用箸を製造販売によって,原告の 「エジソンのお箸」という商品名の幼児用箸の	①実用に供される機能的な工業製品ないしそのデザイ ンは、その実制的機能を離れて実的資産の対象となり 得るような美労権性機能ではなく、同該2条1項1号の 「大阪、学研、美術技と音楽の程度に属するもの」に 当たらないというべきである。②原告は、実用に供さ れる機能的な工業製品やそのデザインであっても、他 の表現物と同様は、表現に作業者の自分かの健性が実 探されていれば、創作性があるものとして著作物性を 肯認すべきである日主張するけれども、(中略)原告 の上記主張を採用することはできない。	原告各製品については、①幼児が食事をしながら高の エしい持ち力を簡単に買えられることを目的とした幼 児用の検診管へもり、このような用き、機能を有する 実用品として重度される工業製品であること(②及び のは物)が認められる。これら条に間やは仕、上記 2のリングの個数、配置、形状等及び上記まの連結等 である点は、いずれも上記にの幼児用の練習者として の実用の機能を実現するための形状の傾義であるに すぎい、そうすると、原告各製品が、上記実用的機能 を離れて美的程度の対象となり報うような美的特性を 備えているということはできない(もとより契約美術 と同様、旧号を限の多数的特を信仰えているということ できない、)。したがって、原告を製品は、著作権 は2年3項19所定の著作物には当たらない。		
€	知財高裁	平成28年10月13日	エジソンのお箸事件 (控訴審)	否定	う商品名の幼児用箸を製造販売によって、控訴 人の「エジソンのお箸」という商品名の幼児用	実用品であっても美術の著作物としての保護を求める 以上、実的規則を全く指象してしまうことは相当でな く、何らかの形で実施機関の対象とが得るような特 情物としての創作性を認める上で最低期の要件という べきである)。したがって、控防人の主張の、単に他 社製品と比較して特別的な形態さえ億かっていれば良 い(およそ美的特性の有無を考慮する必要がない)と するものであれば、その前提において誤りがある。	①原告各製品は、効児が食事をしながら正しい署の持ち方を簡単に変えられるようにするための設門用帯であって、その間のを実現するために、2 本の幕を適能する、あるいは、署を持つ指の全部又は一部を固定するというのは、いずれもありよれた悪態にするない。またかかる夢を良好的な要形として実現しようとすれば、著という報品自体の持つ機能や性質に加え、練習用著としての実用性が求められることからしても、選択し事る表表の傾似自ら相当程度制的されるであって、美術の著作物としての創作性を発揮するからしても、選択し事る表表の傾似も自相当程度制的されることがもしても、選択し事る表表の傾似をしての場合性を選挙すること自体はアイデアであって表現ではないし、その具体的な連絡の膨胀を見ても、原告各製品が他社製品と比較して特別であるとまではより、まして美的鑑賞の対象となり得るような何らかの相違的エ夫がなされているとは認め難い。		
7	知財高裁	令和3年12月8日	タコ形状滑り台事件	否定	(本件原告滑り台) が美術の著作物等に該当 し、被控訴人がタコの形状を模した滑り台2基 を制作した行為が、控訴人が訴外M社から譲り	応用実術のうち、乗桐工芸品以外のものであっても、 実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分 組して、美妙調変の動象となり得る契約性である前 作的表現を備えている部分を問題できるものについて は、当該部分を含む作品全体が美術の著作物として保 護され得ると解するのが相当である。	立本件系言滑り台のタコの頭部を模した部分のうち。 スライダーが接続された問題間の上部に、これを覆う ように配置された単半ಳ状の天墓間かくついては、滑り 場合としての実用目的を達成するために必要を機能に 係る構成と分離して形態できるものであるといえる。 したるところ。上胚天蓋部分の形状性体は単単なものであり、タコの頭部の形状としてもありされたものであり、タコの頭部の形状としてもありされたものである。したかって、上記天蓋の分、よの特性である。 特性的食規模を備えているものとは認められない。②本 特別信息がいまいた。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 は、一般でき、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	原判決は、応用美術であって も、「実用目的を達成するため は、「実用目的を達成するため に必要な機能であ構成となり得 して、美術鑑賞の対象となり得 を実的特性を構成される部分を 形履できるもの」については 「美術の著作物」として保護さ れ得るという判断基準を示し た。	

					被告が、被告商品などに被告標章1ないし3を	商品又は営業を表示するものとして文字から構成され	原告標章は、文字配置の特徴等を十分考慮しても、欧	本判決がロゴタイプの著作物性
8 知財高裁		令和3年12月24日	ロゴタイプ事件		付していることが、原告標章に対する原告の著	る標章は ,本来的には商品又は営業の出所を文字情報	文フォントのデザインとしてそれ自体特徴を有するも	が認められる範囲を特段の事情
					作権(複製権)等を侵害するかどうかが争われ	で表示するなど実用目的で使用されるものであるか	のとはいえず ,原告の商号を表示する文字に業務に関	に該当する部分に限るとしたの
					た事案	ら、それ自体が独立して美術鑑賞の対象となる創作性	連する単語を添えて、これらを特定の縦横比に配置し	は、著作権法と商標法との重複
	知財高裁					を備えているような特段の事情がない限り、美術の範	たものにすぎない。そうすると、原告標章は、出所を	適用の問題を踏まえたものとの
						囲に属する著作物には該当しない と解するのが相当で	表示するという実用目的で使用される域を出ないとい	指摘がある(判例タイムズ1500
						ある。	うべきであり、それ自体が独立して美的鑑賞の対象と	号232頁参照)。
							なる創作性を備えているような特段の事情を認めるこ	
							とはできない。したがって、原告標章は、著作権法2条	
							1項1号にいう美術の範囲に属する著作物に該当するも	
							のとは認められない。	
			1					